

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 18 日

丹波市長 林 時彦



実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
丹波市	春日町野上野	平成 30 年 12 月	令和 3 年 2 月

1. 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	92.9 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	- ha
③地区内における 75 歳以上の農業者の耕作面積の合計	- ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	- ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	- ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	- ha
(備考) 農地中間管理機構の活用は考えていない	基準日（令和元年 9 月末） 実質化済のため不要

2. 対象地区的課題

昔も今も水稻を中心であることに変わりがないが、特産物に目を向け、収益率を高めていく
営農組合は存在するが、高齢化や人材不足の問題を抱えており、若手就農者の育成が課題

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

耕作放棄地を解消し、現状以上に増加しないよう管理する
担い手に農地を集積・集約する

注：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行う
ことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標となる所得水準を達成している経営体等が
位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	中心経営体	39 経営体

4. 3 の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農産物のブランド化を進める
新たな認定農業者等のほかに、自治会・町づくりの組織で農地を守っていく仕組みを考える